

知って得する!

法律コラム

遺産分割の第1段階 相続人は誰なのか?!



弁護士 杉山賢伸

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の杉山です。

今回は、誰もが避けては通れない「遺産分割」をテーマに解説します。

遺産分割とは、「相続人が」「亡くなられた方の遺産を」「分け合うこと」です。

当事務所では遺産分割についてたくさんのご相談をいただいております。多くの方からお話を伺っていると、遺産分割で揉めてしまう原因として、そもそも「相続人は誰なのか」がはっきりしていないことがよくあります。

例えば、ご両親とのお子様というご家族で、お父様が亡くなられた場合、誰が相続人になるかは比較的わかりやすいでしょう。お母様とお子様がお父様の相続人です。

しかし、お子様がおらず、亡くなられたお父様に兄弟姉妹がいらっしゃる場合や、お子様がすでに亡くなっていてお孫さんが相続人になるケースなどでは、誰が相続人なのか分かりにくくなります。

このように誰が相続人になるのかが分からない状態で、「父の介護をしていたのは私だから、遺産を多くもらえるはずだ」「あなたは弟だから関係ない」などと感情的に主張し合っても、解決には至りません。

そのため、まずは落ち着いて、法律上の相続人が誰なのかを確定させることが重要です。

そこで、今回は「相続人は誰なのか」の判断方法を解説します。

2 相続人の判断方法

(1) 配偶者は常に相続人

まず、亡くなられた方の配偶者は、常に相続人になります。

これは、亡くなられた方にお子様がいなくても、ご両親がいなくても、兄弟姉妹がいなくても変わりません。配偶者は相続人になると覚えておきましょう。

(2) お子様も相続人

次に、亡くなられた方にお子様がいれば、そのお子様も相続人になります。お子様がすでに亡くなられている場合は、お孫さんが相続人になります。

(3) お子様・お孫さんがいなければご両親が相続人

(2)にあたる方がいない場合は、亡くなられた方のご両親が相続人になります。ご両親がすでに亡くなられており、祖父母がご健在であれば、祖父母が相続人になります。

(4) ご両親・祖父母がいなければ兄弟姉妹が相続人

ご両親や祖父母がすでに亡くなられている場合は、亡くなられた方の兄弟姉妹が相続人になります。兄弟姉妹の中ですでに亡くなられている方がいる場合、その方のお子様(甥や姪)が相続人になります。

(5) まとめ

ほとんどのご家庭では、以上の基本ルールに沿って相続人を確定できるでしょう。

配偶者は常に相続人となり、それ以外の相続人には順位があります。第1順位が子、第2順位が親(直系尊属)、第3順位が兄弟姉妹、という順番で決まるとイメージしていただくと分かりやすいでしょう。

3 相続人の意思を尊重することの重要性

もう一つ知っていただきたい大切なことは、こうした法律のルールに従って相続人が決まると、ご家庭の中で相続人になる方とならない方が出てくる、ということです。

よくあるケースとして、ご自身の義理のお母様が亡くなられた場合が挙げられます。

この場合、法律のルールに従うと、ご自身の配偶者(夫または妻)は相続人になりますが、ご自身は相続人にはなりません。

相続問題は相続人間の争いから各相続人のご家庭を巻き込んだ発展しやすく、ご主人が「家の代表」として遺産分割協議に参加されるケースも少なくありません。

しかし、遺産分割に関する権利を持つのは、あくまで相続人である配偶者ご本人です。

ぜひ、その方の意思を尊重していただくことが大切です。それが、円満な解決への第一歩となるでしょう。